



榎本雅夫 議員

地域の防災に対する取り組みは

質問

国は2 ha未満の小規模公園を防災拠点として整備する自治体に補助制度を新設したが、本市でも活用してはどうか。

総務部長

市の地域防災計画において、地区の防災の活動拠点として佐屋、立田、佐織の総合運動場、高畑地区の河川防災ステーションが指定されている。今後、勉強していきたい。

質問

災害時要援護者支援計画の進捗状況、名簿リストの作成情報の収集、共有方法は。

福祉部長

素案ができたので、策定委員会を開催する。その後、パブリックコメントを実施して、順次計画策定の完成に向けていきたい。

同意方式と関係機関共有方式の併用で考えている。

質問

ハザードマップの作成は。

総務部長

木曾川のほかに長良川、市内の指定河川でもある日光川と領内川も含めて作成する。年度内に完成させ、新年度には各世帯に配布を考えている。

質問

自主防災組織の実態と活動内容は。

消防長

平成20年度の訓練は、122団体中88、参加人員4千872名。訓練内容は、13項目で、主なものは煙体験、消火器取扱い、心肺蘇生法など。また、AEDの取扱いは公共施設に設置してあるので、市民の関心も高く定着してきている。

住宅地の空き地の雑草対策を

質問

住宅地の中の空き地で雑草が伸び放題で、近隣住民は大変迷惑をしている現状である。雑草の花粉で困っているとか、ゴミが捨てられたり、枯れて火災につながるなど危険である。本市の状況、取り組みは。

市民生活部長

対応は今年度から総合支所ではなく、環境課が担当している。20年度の苦情とか相談は佐屋地区で13件、佐織地区で5件。土地所有者に文書で雑草を適切に管理するよう伝えていく。また、相談があればシルバー人材センターを紹介する場合がある。

消防長

青草が放置され、枯れ草に変化する11月ごろから消防署において火災予防条例第24条の規定に基づき、危険な場所については除去指導している。

質問

まだ雑草状態の所があるが、他市では、命令や勧告など条例がある。また、草刈り機の貸出しをしている市もあるが、本市でも取り組んでは。

市民生活部長

所有者の方が責任を持ってやっていただくのが基本なので、現在は考えていない。



住宅地の空き地